

砥部町景観計画検討委員会設置要綱

平成 22 年 9 月 13 日
砥部町告示第 122 号

(設置)

第 1 条 景観法(平成 16 年法律第 110 号)に定める景観計画を策定するにあたり、町民及び専門家の意見を広く反映し、砥部町の自然的社会的諸条件に応じた計画を策定するため、砥部町景観計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 砥部町景観計画の原案策定及び計画内容の検討に関すること。
- (2) その他景観計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 2 人以内
- (2) 町内商工、観光、歴史及び建設関係者 6 人以内
- (3) 区長 1 人
- (4) 公募又は町長が推薦する者 3 人以内
- (5) 町職員 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、任命の日から景観計画策定の日までとする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある者から委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明を求め、又は資料等の提出を求めることができる。

(部会)

第 8 条 委員会に、必要に応じ部会を置く。

- 2 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、産業建設課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 9 月 13 日から施行する。